

<p>項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十六条 第十二条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項から第四項までの規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。</p>	<p>られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十六条 第十二条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項又は第二項の規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。</p>
<p>附則第五項(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(退職手当に関し別に条例で特別の定めがある者及び地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>	<p>附則第五項(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正前</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(退職手当に関し別に条例で特別の定めがある者及び地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>

<p>附則第六項(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第十六条の三 第四条、第五条の二、第七条、第七条の二及び第十四条の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第十六条の三 第四条、第五条の二、第七条、第七条の二及び第十四条の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附則第七項(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

附則第八項(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第十七条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外) 第十八条の三 第五条、第六条の三、第七条の二及び第十六条の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の減額) 第十七条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外) 第十八条の三 第五条、第六条の三、第七条の二及び第十六条の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務) 第七条 略</p> <p>2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間(当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。)である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。)以外の日)において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき八時間の勤務時間(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を)を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時</p>	<p>(第一号任期付研究員の裁量による勤務) 第七条 略</p> <p>2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。</p>

間を勤務したものとみなす。

3～5 略

3～5 略

附則第九項(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第十五条 第十条から第十三条までの規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第十五条 第十条から第十三条までの規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

附則第十項(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第八条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。))第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」と</p>	<p>(給料)</p> <p>第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。))第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」と</p>

2 略

いう。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第十二条の三において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 略

いう。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第十二条の三において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 略

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第六条の二 再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定(県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。)により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第六条の二 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第十二項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定(県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。)により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十七条 第十三条から第十六条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項から第四項までの規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十七条 第十三条から第十六条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項又は第二項の規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

附則第十一項(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)をいう。</p>
改 正 前	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)をいう。</p>

附則第十二項(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関</p>
改 正 前	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀</p>

する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事する者には、定時制通信教育手当を支給する。

一・二 略

2 略

附則第十三項(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>
改 正 前	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

第六条 教育職員(管理職手当を受ける者を等)

第六条 教育職員(管理職手当を受ける者を等)

除く。次項及び第三項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第八条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。

一・二 略

2・3 略

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五十三号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三百三十七号中「掘さく」を「掘削」に改め、同号の次に次の一号を加える。

百三十七の二 温泉法 第六条第一項又は第	土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の	土地掘削許可 承認申請	七千四百円	承認申請のとき
-------------------------	----------------------	----------------	-------	---------

七条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	承認を受けようとする者	手数料		
---	-------------	-----	--	--

別表第一第三百三十八号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

百三十八の二 温泉法 第十一条第二項において準用する同法第六条第一項又は第七條第一項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者の承認の申請	ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者	ゆう出路増掘又は動力装置許可承認申請手数料	七千四百円	承認申請のとき
--	--	-----------------------	-------	---------

別表第一第三百三十九号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表第三百三十九号の二中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同表第三百三十九号の三とし、同表第三百三十九号の次に次の一号を加える。

百三十九の二 温泉法 第十三条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者の承認の申請	温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者	温泉利用許可承認申請手数料	七千四百円	承認申請のとき
--	---------------------------------	---------------	-------	---------

別表第一第二百七十一号及び第二百七十二号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、別表第一第二百七十一号及び第二百七十二号の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)		別表第一(第二条関係)	
事務	納付義務者	事務	納付義務者
名称	手数料額	名称	手数料額
納付時期	納付時期	納付時期	納付時期
一、百三十六略	土地の掘削の許可の申請に対する審査	一、百三十六略	土地の掘削の申請に対する審査
百三十七	土地の掘削の許可の申請に対する審査	百三十七	土地の掘削の申請に対する審査
温泉水掘削の許可を申請する者	土地掘削の許可申請手数料	温泉水掘削の許可を申請する者	土地掘削の許可申請手数料
十二万円	七千四百円	十二万円	七千四百円
許可申請のとき	承認申請のとき	許可申請のとき	承認申請のとき
百三十八	温泉水掘削の増設の許可の申請に対する審査	百三十八	温泉水掘削の増設の許可の申請に対する審査
温泉水掘削の増設の許可を申請する者	温泉水掘削の増設の許可申請手数料	温泉水掘削の増設の許可を申請する者	温泉水掘削の増設の許可申請手数料
十一万円	十一万円	十一万円	十一万円
許可申請のとき	許可申請のとき	許可申請のとき	許可申請のとき
百三十九	温泉水掘削の増設の許可の申請に対する審査	百三十九	温泉水掘削の増設の許可の申請に対する審査
温泉水掘削の増設の許可を申請する者	温泉水掘削の増設の許可申請手数料	温泉水掘削の増設の許可を申請する者	温泉水掘削の増設の許可申請手数料
五万円	五万円	五万円	五万円
登録申請のとき	登録申請のとき	登録申請のとき	登録申請のとき
百四十	温泉水掘削の増設の許可の申請に対する審査	百四十	温泉水掘削の増設の許可の申請に対する審査
温泉水掘削の増設の許可を申請する者	温泉水掘削の増設の許可申請手数料	温泉水掘削の増設の許可を申請する者	温泉水掘削の増設の許可申請手数料
五万円	五万円	五万円	五万円
登録申請のとき	登録申請のとき	登録申請のとき	登録申請のとき